

新見市教育委員会 4月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年4月19日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年4月19日(水) 午後3時30分から午後5時5分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

谷本課長

(新見市教育委員会3月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案16件、協議・報告2件等について説明を行う。)

正村教育長

前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

6 議 事

議第31号 指定学校の変更申請の承認について

正村教育長

それでは6の議事に移ります。

議第31号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第31号「指定学校の変更申請の承認について」説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1ページ、ナンバー1の方につきましては、家庭の事情で別の小学校区へ転居されましたが、これまでの小学校で複式学級のカリキュラム学習をおこなったことから、未修事項が完了する4年生修了までこれまでの小学校での在学を希望するものであります。ナンバー2の方につきましては、家庭の事情で、小学校段階から別の中学校区へ転居されておりましたが、小学校時代に築いた友人との人間関係を今後も継続したいという願いのもと、これまでの学区の中学校への入学を希望するものであります。

これら1番、2番ともに事由の発生日が前回の定例教育委員会以降であったため、すでに変更希望校での生活を始めておりますことをお知りおきいただいた上で、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上です。

正村教育長

それでは、ちょっと見ていただいて。2件ありますので。

転居はいつしたのですか。途中転居ですか。

黒川課長

1 番ですか。細かい日にちまでは…。

正村教育長

2 8 日ということはもうそれ以前に転居していたということですね。

黒川課長

そうです。

正村教育長

複式学級というのは A 年度 B 年度でやっているの、2 年間で 3・4 年の二学年をやるので、3 年なのに 4 年生の勉強してるとこもあれば、3 年なのに次の勉強をしている。これはもういた仕方ないところがあります。

1 はちょっと提出が遅れたということですね。学校からか親からか。

黒川課長

はい。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますか。

ないようですので、議第 3 1 号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。では議第 3 1 号は承認といたします。

議第 3 2 号 新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について

正村教育長

議第 3 2 号の説明をお願いします。

黒川課長

議第 3 2 号「新見市就学援助規則施行に係る内規の一部改正について」説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、資料 1 ページの下の、3 に当たる箇所でございます。新型コロナウイルスの影響を受け、世帯収入が著しく減少した場合、生活保護基準額の 1.5 倍を超えていても、再度認定の審査を行うことができるという措置をこれまで取ってきておりましたが、このほど、国内のコロナ感染者の減少及び 5 月 8 日から感染症、感染症法上の位置付けが移行されるという状況を踏まえ、令和 2 年度からおこなっておりましたこの措置を終了したいと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

3 年間したということですよ。2、3、4 の 3 年間。これは特別

な措置を今年度からなくすということですね。

黒川課長

はい。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますか。

ないようですので、議第32号は承認としてよろしいでしょうか。

松井職務代理者

もともとは3年の時間を区切ったの内規だったということですか。

黒川課長

厳密に言いますと、令和2年度からスタートして、3年度で一旦延長しました。また、令和4年度も延長して、このたび令和5年度どうするかということにつきましては、もう延長はなくていいのではないかと判断でございます。

松井職務代理者

いやそれはよくわかるんですけど、これでもうなしでスパッとやって大丈夫なのかな、という気持ちがあるわけです。

黒川課長

昨年度令和4年度中に申請が上げられたものについても、特にコロナのために就業できずに、著しくという申請の方がほぼおられなかったという状況もございましたので。

松井職務代理者

何かそういうようなものがあれば、納得ができるので。ありがとうございます。

正村教育長

逆に、そうは言っても、また途中から増えていったら、令和6年度はどうなるかは別問題。とりあえず5年度についてはということで、よろしいでしょうか。

委員の皆様から何かご質疑がありますか。

ないようですので、議第32号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。では議第32号は承認といたします。

議第33号 新見市令和5年度教育行政の重点目標について

正村教育長

議第33号の説明をお願いします。

谷本課長

はい。それでは失礼いたします。議第33号ですが、「新見市令和5年度教育行政の重点目標について」ということで、皆さんに3月の月上旬に素案を送らせていただいて、ご意見をいただき、それをまた反

映して今回ご提示させていただいてるというものでございまして、どういふふうな箇所を直したかということについて少しご説明させていただきたいと思ひます。

まずご指摘いただいた箇所の外に事務局の方でどういふふうに直した方がいいんじゃないかというところもありますので、あわせてご報告をさせていただきたいと思ひます。

皆さんお手元の資料に赤字で表現してるところが修正したところでございまして、まず1ページの真ん中のところ、「暮らしが実現できる社会の実現を目指します」ということで「実現」が二つ続いておりましたので、事務局の方で「暮らしができる社会の実現を目指します」という表現、「実現」を一つ消しましたということをお願いいたします。

それから、3ページでございます。ご指摘いただいたところでございますが、中ほどに「それぞれの学校は、地域特性を生かした」というところに、「地域の特性を生かした」に変更しております。それから、「地域の産業や福祉、文化とのつながりを意識したふるさとキャリア教育を検討すべき」という表現が重複しておりましたので、この部分を削除しております。最後の文末のところ、「将来の新見市を担う人材の育成を目指します」に変えさせていただいてるところでございます。

続きまして4ページをお願いいたします。このたび市内の幼稚園が全部認定こども園に移行しておりますので、「幼稚園」という表現をなくすという修正をさせていただいております。

それから4ページの下から3行目で、「新型コロナウイルスに」という表現に限定しない方がいいんじゃないかというふうなご指摘をいただいております。また、「新型コロナウイルスをはじめとする」という限定しないような言い方に修正しまして、「はじめとする感染症への対策としての学級閉鎖や」というふうに変えさせていただいております。

続きまして5ページですけれども、真ん中からちょっと下の(3)で、「教育的ニーズのある」を「教育的ニーズがある児童に対し」ということで、助詞を変えてるところでございます。

続きまして6ページでございます。真ん中の4番ふるさとキャリア教育の推進の(2)の文末の表現でございますが、文末を修正した方がいいんじゃないかというふうなことのご提案をいただいております。また、「地域の魅力や課題について提案・発信できる力を養います」という表現に変えさせていただきました。

それから、同じページで「幼稚園」という言葉が二つ出てきますのでそこは削除しております。

7ページを見ていただきますと、一番上から2行目のところで、ここも(5)のところでございますが、「各部会と協議しながら」とい

うのを、ご指摘がありましたので「各部会で協議しながら」と変えておるところでございます。

それから同じく、7ページの真ん中ですけれども、「その他の教育活動の充実」の(1)の最後のあたりでございますが、「活動や資料を共有しながら内容の充実を図ります」というふうに表現を変えておるところでございます。

それから、7ページの「その他の教育活動の充実」の(3)で、ご意見といたしまして、スポーツに特化したような表現に偏っているのではないかというご意見をいただきまして、文化部が少ないということで、そういう観点も必要ではないかということで、この表現をここでは削除し、「また、児童生徒が」というところを省略しまして、「また、学校体育の充実を図り、一人ひとりの適正に応じた体力づくりに取り組み」というふうなことでつなげております。もうすでに21ページのところに盛り込んでございますので、そちらの方で表現をさせていただいてるというふうにご理解いただけたらと思っております。

続きまして15ページでございます。真ん中のところ、これご指摘いただいている部分ではないんですけれども、漢字字句を直しておりますのと、少しつながりの悪いところを直させていただいております。

「生涯学習の振興」の(1)の①の3行目で、「重要事項の調査・審議を行うため、社会教育委員による会議での」と、表現があまりスムーズにいなかったところがございますのでこのように修正をしております。

そしてその下3行目に、「更に」という漢字を「さらに」とひらがなで統一をさせていただいております。

それから、①の「めざし」というのも結構出てくるんですけど、漢字で「目指し」とすべて統一ということで修正をさせていただいております。

それから16ページをお願いいたします。漢字の字句でのご指摘ございましたが、真ん中の「③人材の活用と養成」の3行目のあたりでございます。「充実を図ると共に」を漢字ではなくてひらがなで表現するというように統一をさせていただいておるところでございます。

17ページですが、同じく「共に」という下から2行目でございますが、ひらがなの方で統一をさせていただいているところがございます。

そして18ページでございます。「学社融合推進」というところなんですけれども、このことにつきましては、なかなか文章がちょっと長くて意味が取りにくいというようなご指摘をいただいておりますので、全般的に修正をしておるところでございますので、全体を読んでいきたいと思っております。「①学社融合の推進」「学者融合の推進により、学校・家庭・地域が連携し、特にシニア層が自らの知識や経験を

生かしながら、地域社会で活躍していく場や、組織の育成と充実を進めます。また、新たな地域課題や現代的な課題に取り組む民間団体や社会教育団体と連携し、学校教育と社会教育のそれぞれの教育力を重ね合わせ、ボランティア活動や体験活動の機会の拡充に努めます。体験活動の場としては、野外活動施設（キャンプ場）等を活用し、シニア層を中心とした地域人材等を活用しながら、地域ぐるみで学校外での生活及び活動体験を支援します。」というようなことで、流れをスムーズにするような言い回しに変えておるところでございます。

そして、その次の段落で「さらに」という言葉をひらがなで加えまして「さらに、青少年教育センター」とつなげて、その段の最後のところで、「青少年にとって良好な社会環境づくりに取り組み、学社融合の推進を図ります。」とつなげております。ちょっと全体的に修正をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それから、20ページでございますが、ここで「母親委員会」という表現について、変わるんじゃないかというご指摘をいただいていたんですけど、令和5年の5月の総会時に名称変更予定ということでございますので、ここでは旧名称で記載をしているところがございますので、ただし書で、「令和5年4月1日現在」と記載をさせていただくということで、ご理解いただけたらということでございます。

それから21ページでございますが、ここは先ほど申し上げました、「めざし」を漢字で統一させていただいているところがございます。2箇所ございます。よろしくお願いたします。

それから23ページでございますが、ここにつきましては、最初の段落で「めざし」という漢字を修正させていただいたこと。そして、ここにつきましては、法曾陶芸館のことについてのご意見をいただいたというふうに感じておりますが、法曾陶芸館の作品につきましては、今我々のところでもふさわしい場所を検討してまいりたいと考えておりますので、ここでの表現というのに変更ございませんけれども、ご意見いただいておりますので、今後検討していきたいと考えておるところでございます。

それから25ページお願いたします。「教育費予算の概要」の最初のところで、「令和4年度」だったのを「令和5年度」ということでスタートさせてください。それから2行目で「めざし」を漢字に直しております。

それから28ページの表の「外国語活動推進事業」の「内容」というところの4行目に「繋ぐ」という漢字が出てくるんですが「繋ぐ」をひらがなにさせていただいております。

そして31ページをお願いたします。表の真ん中に「新見庄魅力発信事業」の中の「内容」のところ、「改めて」ということが出てくるんですが、「改めて」という漢字で書いてあったところを「あらためて」というひらがなの方で修正しております。

そして33ページでございますが、「関係委員一覧」の中の「社会教育委員」の欄でございますが、急遽お亡くなりになられた方がいらっしゃったことから、秋庭さんのところを削除させていただいておまして、「4月1日現在」ではなくて「4月7日現在」ということでさせていただきます。

そして34ページ35ページなんですが、ここは人数が令和5年4月1日現在で変わりましたので、そこを修正させていただいてると、35ページの表の7番目、「哲多認定こども園」が新しくできましたので、そちらの方に表現を変えておるところでございます。

それから36ページをお願いいたします。ご指摘いただいております、ナンバー19の「哲西図書館」の指定管理のままでいいのかというご指摘をいただいておりますので、その通りでございます、ナンバー19「哲西図書館」の欄を削除するということで変更させていただきます。

一番最後の42ページの「機構・事務分掌」ところで、上から三つ目の「学校給食共同調理場」でございます。何をしているかについてを赤字で「学校給食の提供、学校給食運営協議会、学校給食運営委員会」と表現させていただいております。

長くなりましたけれども変更点以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様にも大変忙しいときに色々見ていただきまして、ご意見をいただきましてありがとうございます。今次長が説明しましたが、事務局としての訂正も加えさせていただいた朱書きをしているところですが、何かご意見がありましたらおっしゃっていただけたらと思います。

松井職務代理者

意見を汲み取っていただいて、適切な修正等を加えていただいてありがとうございます。2件よろしいでしょうか。一つは、この修正案の一覧表でいただきました「⑦多様な文化スポーツ活動の保障のことについて」なんですけれども、そもそもこの意見を出させていただいたのは、一つは市内の中学校が全体的に、非常に小規模化していて、少し前まで可能だったいろんな部活動が維持できなくなっている状況があるという認識が一つと、それと現在休日の部活動のあり方について、全国的に見直しというか、地域への移行という課題が大きくクローズアップされていると思うんです。その二つの観点からして、7ページの(3)、或いは新しい項目を設けるのが必要なのかもしれませんが、地域のそういう現状と全国的なあり方から見て少し部活動のあり方について検討するという方向性を打ち出すことが必要なのではないかというのはむしろ私が書かせていただいた意見の主旨でありまして、「豊かなスポーツライフを過ごすことができる」という

のを削除して欲しいということではむしろなかったのですが、その点からするとこの修正というのは、本来の主旨とはちょっと違うのかなというふうに感じたところがあります。やはりスポーツ団体とかといろいろ調整、それからスポーツ少年団との調整、地域との調整なんかも必要なことだと思いますので、具体的なことを詳しく書くことはできないと思うんですけど、そういう方向性というのは、ある程度検討していくんだということを出したほうがいいんじゃないかなというのがここでの意見でした。そういうことをお汲みいただければというふうに思います。

それから、もう一つは⑩ですが、法曾陶芸館のことについてなんですけれども、非常に今縄文美術というのが、いろんなところでクローズアップされていますし、私は法曾陶芸館、猪風来美術館の持っているいろんな財産というのは、新見市にとっても非常に貴重なものだというふうに思っています。ところが実際の見学者の実績なんかを見ると、昨年度のまとめでは数百人単位なんですよね。残念ながら。もっともっと目に触れて欲しいなというのがあるので、今回の冊子の新見美術館については、移転も含めて検討していくということが書かれていますけれども、そういうことについて、せっかくこちらの方の、「ご意見に対する考え方または対応」のところ、「駅周辺を含め市街地等で常設展示が可能なふさわしい場所を検討してまいりたいと考えております」というのはあるわけですから、猪風来美術館の持っているその縄文美術の価値等をもっと新見市の持っている財産として、広く市内外の人々に見ていただくように、そういう展示の場所等も含めて検討していくという方向性を打ち出していくというのは、「考え方又は対応」のところにも書かれているわけですから、これをやっぱり書いて欲しかったなというのが印象です。

以上2点です。

正村教育長

わかりました。最初の中学校の部活動については何か黒川課長ありますか。

黒川課長

この冊子の中で、この箇所は学校教育が担当して書いておるんですが、部活動地域移行については、市のスポーツ団体等と連携をしながら、情報共有しながら進めてきておりまして、生涯学習の分野でもあります。そういう面もありまして、ここがまだ国の制度設計とか県の制度設計がまだ明らかではないので、どこまで具体的に書けるか非常に微妙なところだなと思っています。

松井職務代理者

それはよくわかります。そんなに詳しく書き込むということはないと思うんですけど、やっぱりそういうことについて検討しているんだということ、それから小さい学校ではもう本当に限られたスポーツし

かできない、中学校では限られたスポーツしかできないではなくて、何らかの形でそういうことも保障できないか検討していくというような方向性がやっぱりあった方がいいんじゃないかなというふうにちょっと感じたものですから。具体的な書きぶり等について、どう言うつもりはないですけども。もし書けるのならば、ということで。

正村教育長

部活動を検討していくのはもう間違いないことなんで。地域移行やそれを検討してきたということは触れていてもいいのでは。そうすればやっぱりこれからはそういうところに目を向けていかないといけないのは全国だと思うんだけど、「新見市も当然それについてクラブとか少年団とか、地域の指導者との協議をしながら進めてまいります。」ちょっと今簡単に口頭で言ったんだけど。そういうあたりは今までなかったところなので、入れるようにしたらどうか。

黒川課長

ニュアンスは解りましたので、そのように入れさせていただきます。

正村教育長

どうでしょうか。そのあたりの表現につきまして、こちらでさせていただきますていただいてよろしいですか。

松井職務代理者

結構です。

正村教育長

他の委員さんよろしいですか。部活動についての地域移行についての検討をいろいろしていきってるところを文章化していくということでよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

課長そこを協議して入れるようにしましょう。

それからもう一つの猪風来美術館のことについて、この前からの動きというか、木下課長、前年度末のあたりから市長と猪風来さんが会われて今までの流れを言っていたいて。

木下課長

それでは私の方から説明いたします。法曾陶芸館については、いわゆる2枚看板と言いますか、猪風来美術館という表現になっていますが、あくまでも市の施設で、条例上は法曾陶芸館ということで、法曾焼きを伝承していこうと、文化として残していこうという取り組みで、法曾焼きの復活なども含めて、そのために条例化して指定管理をしてもらうのがまず大きな前提でございます。ご承知のように猪風来さんが館長としておられて、縄文野焼きとかを数多く作成されて、今の法曾陶芸館には展示できないぐらいで、井倉中学校の方にもあるんで

すが、そういったものをたくさんされておるといふ現状の中で、今の二枚看板の状態が良しとは思っておりません。そこで、この3月に猪風来さんと地元の法曾焼き同好会の方と協議をさせていただいて、将来的にどういった方向でこの猪風来美術館、法曾陶芸館を管理していくか、どうしていったらいいかという協議をいたしました。その明確な結論は出てないんですが、猪風来さんの活動や作品というものは、かなり知られてるところには素晴らしいものとお聞きしております。ですので、そういったものを市としても今後どう活用していくかとか、どんどん表に出していくとか、市としてやっていくことも当然検討すべきだと思っています。しかし現状では、猪風来美術館と呼んでいて、猪風来さんが縄文アーティストと自称されていまして、市が個人の芸術に対して、直接援助するのはちょっと難しいところがございます。あくまでも、今我々の方で援助というか活動させてもらってますのは、法曾焼きの復活というところでやっていますので、そういったあたりをどうしたら今後、市としても援助できるのかというところを実は話をしているところです。来年猪風来美術館の20周年の節目がきますので、いろんなイベントであったり、そういったものも今検討しております。もう少し今の現状を整理して、今後どうしたら支援できるのか、どこまでを支援できるかっていうのを検討して判断をさせていただいて、いずれにしても、市長からも指示いただいておりますし、もう少し支援をしていくという方向ではあります。ただ、この冊子での表現として、今ここに書かせていただいているのが精一杯の表現かなというところで現状をご理解いただければと思います。

正村教育長

今市長から進めるように指示があるので、7月ぐらいを目途に、法曾陶芸館の扱いをどうしていくのかということや、我々は猪風来さんの作品をどんどん出していくためには、販売をすればいいと思って提案してるんですけど、ちょっと猪風来さんも今奥さんと2人ではそこまで力が出せないんで、じゃあ市としてどういうお手伝いができるかとか、もっと良いところがあれば展示をして、観光客に見てもらえる所があるかとか、そういう方面を考えていこうということで、今まだI N Gの状況です。木下課長も、あまり具体的なことが言えず抑えた言い方になりましたけども、市長からもそういう指示をいただいておりますので、少しずつではありますけれど、猪風来さんの活動や作品、それから今後の活動についても支援を市としてやっていかないといけないということになってきてますので、もうちょっとして表現を具体的に書けるかと思うんで、今のところはこういう表現になると考えておるところです。

松井職務代理者

わかりました。そこらあたりのあり方というのは私たちでは分からなかったもので、猪風来さんの名前がついてるからこれ私設美術館な

のかな、だからあんまり出来ないのかなとか思ったり。けどせっかくいいものあって、それこそこの前教育委員研修で伊勢崎さんのところに行かしてもらったときも、伊勢崎さんがすばらしいというふうに褒めておられたので、せっかくならというふうに思ったものですから。事情はよくわかりました。

正村教育長

こちらからも働きかけをおこないながら、猪風来さんのお気持ちも聞きながら、7月あたりには何らかの形で少し見えてくるかもしれないですね。

よろしいでしょうか。

松井職務代理者

了解しました。

正村教育長

外に「教育行政の重点目標」について、よろしいでしょうか。

長谷川委員

訂正ではないんですけども、予算の29ページの「放課後児童健全育成事業」で、放課後児童クラブへの補助金が出るようになってると思うんですけど、この間塩城に行った時に、塩城と千屋はボランティアで活動されてるっていうのを聞いて、詳しくはわからないけどその認定基準っていうか補助金が出る認定の基準が緩まらない限り、ボランティアではなかなか厳しいんだっていうのも聞いていて、閉校式にも出席したんですけど、やっぱり学童が充実してたらその学校に通いたいっていう親もいるだろうし、あとは無いなら大きい学校っていう親もいると思うので、そのあたりを応援じゃないんですけど、そういうところで手助けできないかなというのは感じたんです。

正村教育長

黒川さんちょっと塩城は違うでしょう。

黒川課長

塩城につきましては、年間通しての開設ではなくて、長期休業中のみの開設ということなので、この放課後児童健全育成事業、県や国の補助金対象には漏れてしまうということがあります。

あと、千屋小学校については、小規模多機能自治の機能を生かして、住民が補助を受けながらなんですけど、指導員の報酬とかを自分らでやっていこうということになっておるので、仕組みが違うんです。それで自分らでできるということをやられてるんだと思うんですが。

長谷川委員

千屋はそれでやってるんですね。塩城は長期の休みだけじゃなく、人手があるならたぶん普段の日もというのがあるのかなと。

黒川課長

塩城小学校は3世代同居のお子さんが多いので、半分ぐらいはおじいちゃんおばあちゃんがおられるという状況があるのかなと思いま

す。また学校長さんを通じて、保護者の方とかそういうニーズはないかというようなことも伺いしていこうと思います。

長谷川委員

はい。ありがとうございます。

正村教育長

ありがとうございます。そういうところに気づいていただいて。放課後児童クラブのニーズも高まってきています。
外にございますでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは議第33号は、承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。では議第33号は承認といたします。

報第3号 公立小学校・中学校及び教育関係職員の人事異動について

正村教育長

次に、報第3号の説明をお願いします。

黒川課長

報第3号「公立小学校・中学校及び教育関係職員の人事異動について」説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

令和4年度末、異動された正職の方は、小学校56人、中学校27人、計83人で、概ね昨年度並みとなっております。

校長から栄養教諭までそれぞれ職種ごとに表にしておりますが、昨年この会で専門用語が難しいとのご指摘があったように思っております。今年は2ページの表の下の方に説明を付けておりますので参考になさってください。ちなみに、「転採等」というのは、同じ役職で市外へ異動した先生のことを指します。「転補」というのは、同じ役職で市内へ異動した先生が対象となります。

今回の人事異動の特徴といたしまして、1ページの下から2つ目の表にあります教諭のところをご覧ください。教諭の退職者が小中校7名、中学校6名、計13名おりましたが、このうち60歳を迎え定年退職される方が6名でございました。応募認定退職者(50歳以上が対象)と普通退職者を合わせた方が7名と、はじめて後者の方が多かったことが挙げられます。令和5年度末から、定年延長が実施されることも踏まえまして、退職まで心身ともに健康で教師生活を送ることができるような体制づくりが進められなければならないと感じております。一通り資料にお目通しいただいて、ご質問があるようでしたらお受けしたいと思っております。

正村教育長

専門用語も入っていますので、言葉の意味も含めて、何かご質問がありますでしょうか。

三上委員

退職後の再任用はこの中には入りませんか。

黒川課長

2 ページの中段に参考を書いております、再任用でフルタイムというのが担任などをする方が対象になります。あと再任用の短時間の午前中だけとかいうような形で、ここに小学校中学校に新規で入られている方が退職されて、フルタイム管理もしますよという方が小学校が 1 人とか、こういう表の見方になります。

正村教育長

よろしいでしょうか。

三上委員

(はいの声)

正村教育長

外にございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

報第 4 号 新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について

正村教育長

続いて、報第 4 号の説明をお願いします。

黒川課長

報第 4 号「新見市特別支援教育推進センター職員の委嘱について」説明させていただきます。資料をご覧ください。

思誠小学校内に新見市特別支援教育推進センターを設置しまして、今年度で 5 年目を迎えます。推進センターは、本市の特別支援教育推進の要となっております、各種関係機関との連携により、児童生徒の自立・支援に成果をあげております。本年度は、1 ページに示しておりますように、8 名のスタッフで運営をおこなってまいります。お知りおきください。以上です。

正村教育長

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

報第 5 号 新見中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

正村教育長

続いて、報第 5 号の説明をお願いします。

木下課長

報第 5 号「新見中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。国が定めるデジタル社会形成整備法の制定に伴い、個人情報保護に関する法律が改正された。このこ

とにより、新見市個人情報保護条例が廃止をされております。それに伴い、本規則を改正する必要が生じたため、改正をおこないましたのでご報告をさせていただきます。資料の2ページをご覧ください。2ページが様式第3号第6条関係ということで、これが図書館利用者カード申込書という様式になっております。この様式の欄外になりますけども、アスタリスクで表示した「いただいた個人情報は、公民館業務以外では取得しません」という表現でございますが、新見市個人情報保護条例というものが廃止されるため、ここのところに「新見市個人情報保護条例をもとに」という表現がございましたのでこれを削除しております。改正内容については以上でございます。

正村教育長

保護条例が廃止になったための改正ですね。
皆さんの方で何かご質疑ありますでしょうか。

各委員

(なしの声)

報第6号 新見市立幼稚園園則の廃止について

報第7号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する要綱の廃止について

報第8号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する実施細則の廃止について

正村教育長

続きまして、報第6号から第8号までにつきましては、説明が重複しますので、一括説明をしていただきまして、その後で質疑を受けるといふことにさせていただきたいと思っております。事務局の方でよろしくお願ひします。

木下課長

それでは、報第6号から8号までを一括して説明をさせていただきます。これは今後の図書施設のあり方について昨年から検討しておりました。新見市図書施設検討委員会からの答申を元に、昨年度にサービス体制の見直しの検討を行い、報第6号神郷生涯学習センター、報第7号哲多総合センター及び報第8号大佐総合センターについて、規則の改正をおこないましたのでご報告をさせていただきます。新見市図書施設検討委員会からの答申では、「将来にわたって安定的なサービスが提供できる体制を整える。また、等しく図書サービスを供給できる環境を提供する。」といった、「サービスの平準化を」というご意見をいただいております。これを受けまして、この3生涯学習センター、総合センター等の「図書コーナー」という表現を、「図書施設」に統一をさせていただきました。それから、利用時間については、「午前10時から午後6時まで」。土日祝については、「午前9時から午後5時まで」。定休日については「毎週月曜日」、哲多につきましては「毎週木曜日」。年末年始の休日を、「12月29日から1月3日まで」。

あと「館内整理」、「特別整理期間」ということで休日を設定する、このあたりを統一するということが、所要の三つの改正をさせていただくものでございます。

まず報第6号の資料をご覧くださいと思います。1ページでございます。こちら神郷生涯学習センターの施行規則の改正をおこないますが、真ん中あたり、3条の見出し及び同条第1項中ということで、「コーナー」を「施設」に改めさせていただいています。

その2行下でございます。ただし、「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する基準については、休日の場合は、午前9時から午後5時まで」と書いております。それからさらにその2行下でございます。「12月28日」を「12月29日」に、「1月4日」を「1月3日」ということで、年末年始の休日を29日から翌1月3日という改正を行っております。

続いて、報第7号の哲多総合センターでございますが、同じく資料2ページをご覧くださいと思います。これも中ほど、第9条、「総合センターを使用することができる時間は午前9時から午後10時まで」というふうにしております。それから、これは総合センターというのが、図書施設を包含するというか、センターの中に図書施設がございまして、こちらの利用時間とていうのは公民館ととらえまして、公民館の利用時間をこれまでは総合センターについては指定しなかったものですから、ここに改めてさせていただいています。その2行下の「2 図書施設の利用時間については次のとおりです」ということで、(1)で、「平日は午前10時から午後6時まで」、「土曜日、日曜日、国民の祝日については、午前9時から午後5時まで」に変えさせていただきます。哲多総合センターの場合は、「定休日」を「木曜日」とさせていただいています。それから(2)が、「12月29日から1月3日まで」。(3)が「館内整理日」(4)が「特別整理日」ということで休日を設定させてもらってこれを統一する改正をさせていただいております。そして、2ページをご覧ください。これまで哲多総合センターには図書の貸し出しについての条項がありませんでしたので、21条の図書の貸し出し、それから22条図書施設の遵守事項、それから23条図書室利用の制限、24条の弁償。こういったところの追加をさせていただいております。

続いて第8号、新見市大佐総合センターの規則の改正でございますが、これも資料1ページをご覧ください。こちらの中ほど、第2条第2号を次のように改めるということで、(2)休館日としておりますが、「12月29日から翌1月3日まで」。大佐の場合は、もともと月曜日が休日になっておりますのでここは触れておりませんが、イの「館内整理日」、ウの「特別整理期間」これを設けております。それから、下ほどになりますが別表の第2条関係「生涯学習センター図書施設」のところでございますが、「開館時間」を「10時から午後6

時まで」とさせていただいております。以下3ページ以降様式がついておりますけども、こちらの改正は、押印の廃止ということで、押印の表記をとっておりますので、合わせてここで改正として載せさせていただきます。

以上のように、図書施設の平準化ということで、今回規則の神郷生涯学習センター、哲多総合センター、大佐総合センターの三つを改正させていただきますので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

正村教育長

市町村合併から、建物も条例もいろいろありまして、皆さんご存知のように、図書館検討委員会の方で、いろんなことが平準化してこうということになりましたので、これで綺麗に条例がそろってきたということで、今までは4町のものをそのまま活かしておりましたので、こうやって資料がいろいろ煩雑な形になりましたが、簡単に言いますとこれで平準化に向けての作業が一步大きく進んだと思ってください。まだまだ哲多の改修もしないといけませんし、そういうところはありますが、本当に大きな一步になったなというふうに考えております。哲西はご存知のように公民館はなく、哲西図書館で、これとはちよっと違いますので、それはそれで見直しをしていったということになります。複雑でこの資料は何かバラバラじゃないかと思うんですけど、やろうとすることは条例も含め統一していこうということになりますので、ご理解をいただけたらと思いますが、皆さんの方からご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは報第6号から8号まではこれで終わります。

報第9号 公民館運営審議会委員の委嘱について

正村教育長

続きまして、報第9号の説明をお願いします。

木下課長

報第9号、公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明をさせていただきます。公民館運営審議会につきましては、公民館長の諮問に応じ、公民館の各種事業の企画実施について、調査審議する機関で、18公民館すべてに設置をしております。審議会委員は、学校教育、社会教育、家庭教育等の活動を行うもの、並びに学識経験者から公民館ごとに5名以内の方を委嘱するものでございます。現委員におきましては、本年3月末で任期満了となり、別添資料の1ページ2ページでございますが、名簿の方々を令和5年4月から2年間の任期で委嘱しておりますので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

正村教育長 これは5～6年度の2年間ですね。哲西はどうでしょうか。

木下課長 哲西も公民館としては館長を課長が兼ねていました。

正村教育長 18公民館の審議委員のメンバーです。よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 それでは報第9号についての質疑を打ち切ります。

報第10号 令和5年度一般会計当初予算について

正村教育長 続きまして、報第10号の説明をお願いします。

谷本課長 それでは失礼します。報第10号についてご説明させていただきます。令和5年度一般会計当初予算についてということで、お手元にお配りさせていただいております「予算概要説明書」という冊子をご覧いただきたいと思います。16ページをご覧いただきたいと思います。そこから教育、文化、スポーツについての16ページから19ページまでの間に記載しているところでございます。表の見方でございますけれども、それぞれの事業で、左肩に「新」と書いてありますが、新規の事業でございます。「拡」と書いてあるのが、拡充して実施する事業。それから「継」と薄い字で書いてあるのは継続事業でございます。

まず16ページでございますが、新規事業といたしまして「中一ギャップ解消事業」に90万円の予算、そしてその下4つが拡充する事業になるんですけれども、「ふるさとキャリア教育推進事業」、「遠距離通学支援事業」、「学校連携コーディネーター配置事業」、「図書館利用促進事業」で、実情等にあわせて拡充し実施するものとしてるところでございます。

それから次に17ページの一番上でございますが、新規事業といたしまして「羅生門整備事業」、遊歩道等を整備する事業でございますけれども、そちらの事業に980万。それから、「新見の庄魅力発信事業」に34万3千円。「備中漆保存事業」に30万円を計上しておるところでございます。中段以降は継続事業でございますので説明を省略させていただきます。

続きまして18ページ、19ページをご覧いただきたいと思えます。こちらに記載してありますのは、全部継続事業でございますが、その中でお知らせしたいことを少し説明させていただきますが、18ページの一番下の、「小学校大規模改修事業」でございますが、1億

5, 590万円を予算化いたしまして、神代小学校の改修を実施する予定にしております。それから19ページ一番上のところで、「小中学校施設トイレ改修事業」では、2億8,851万2千円を計上しておるところでございますが、本年度は本郷小学校、草間台小学校、新見南小学校の小学校3校と新見第一中学校、哲西中学校、哲多中学校の中学校3校で、トイレの改修を実施するようにしておるところでございます。

次に36ページでございますが、一般会計の当初予算歳出の状況で、目的別の表でございます。この目的別というのが、議会費であったり総務費だったり民生費、衛生費と目的別に並んでいる表でございます。その真ん中のちょっと下のところに教育費がございます。教育費では、令和5年の予算、教育費の総額が21億5,461万9千円でございます。前年度と比較いたしますと、1億9千万2千円の減となっております。率にいたしますと8.1%となっておりますが、これは、西方小学校の大規模改修事業の完了などが主な要因でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

正村教育長

何か皆さんの方でご質問ありますでしょうか。また見ていただいて、予算のことですので、次回でも結構ですのでおっしゃっていただけたらと思っております。

三上委員

「新見の庄魅力発信事業」は新規になってるので、たたらはどこに入るんですか。あれはもうなくなったんですか。

木下課長

たたら総業の予算については、コロナ禍でたたら操業ができないのが何年か続いておまして、去年もやってないんですけども、今新見の庄ロマンの里づくり実行委員会等から、教育部と産業部の両方で所管しておりました新見の庄関連の事業をやっておったものを、組織を見直して、あらためて新見の庄の魅力を発信をしようということで、取り組みを進めておるところです。今年度新しくそういったものを立ち上げて、あらためて見直して、魅力発信、観光といったものにつなげていこうという取り組みの中で、今のたたら総業は、これまでやってきたいろいろな課題がございましたので、そういったものを見直すことにしております。今ここの予算のところ載ってるものは、魅力発信とはまた別の事業でございます。これまで委員がご存知のたたら操業は、今後見直しをしてどういう形になるかわかりませんが、一応見直しをすることにしております。ですので、我々としてはあくまでもそのたたら操業を新見の庄の学習の中に取り入れて、そういう学習を進めていきたいということもありますので、そういった観点でこのたびできる組織の中で事業を具体的に検討して

いこうという形になろうかと思えます。ちょっとまだ確定してませんので、正確なことがはっきり申し上げられませんけども、一応そういうことです。今この資料に載ってるものとは違います。

三上委員

また検討されるということでしょうか。するというふうになれば多分予算が200万ぐらい上がってたと思うんですけど。やらない方向なんですか。

木下課長

少なくとも今年度はそういった予算を組んでおりませんので、今年度については、そういう具体的なものは無いと思います。

正村教育長

基本的に今のたたらについては見直しをしようということです。新しい組織ができますので、そこら辺の組織のことも考えないといけないんですが、基本的にやりましょうという委員会の方の立場ではないということです。ですから、やるのかと言ったら委員会としては今年度は予算計上しておりませんというのが正しい答えです。

外にございますでしょうか。

ないようですので、以上で本日の議事を終了いたします。

7 閉 会

正村教育長

4月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時5分)